○東北地方整備局告示第五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十四日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
福島県石川郡平田村大字上蓬田字上槍**桑**六〇番二から同村大字上蓬田字大隅三七番一まで	前	一二・五〇～三〇・〇〇メートル　〇〇・四二三キロメートル
	後	一二・五〇～三〇・〇〇メートル　〇〇・四二三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○東北地方整備局告示第六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十四日

東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十九号	福島県石川郡平田村大字上蓬田字上槍**桑**六〇番二から同村大字上蓬田字大隅三七番一まで	東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月十四日

○関東地方整備局告示第八十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十四日

関東地方整備局長　森北　佳昭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百六十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
茅ヶ崎市西久保字上ノ町一五六九番一から神奈川県高座郡寒川町田端一四七五番一まで	前	二六・九八～四〇三・二二メートル
	後	二七・六〇～四二三・〇五メートル
神奈川県高座郡寒川町田端三二六五番一から同町宮山四七六七番一五まで	前	二・〇〇～二〇〇・八八キロメートル
	後	一一・七三～二二九・七七キロメートル
海老名市中新田字一番河原三二八番二四五から厚木市上依知字八幡ケ谷戸六〇四番四まで	前	四・二一六　四・二一六
	後	〇・〇〇～五〇三・七三　九・三七〇
厚木市上依知字八幡ケ谷戸五八八番五から同市上依知字鬼ケ谷七六二番三四地先	前	二四・八〇～六〇九・九四　九・三七〇
	後	一四・五〇～六〇二・〇〇　〇〇・九二一
		三〇・七〇～六三八・〇〇　〇〇・九二一

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○中部地方整備局告示第五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十四日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
恵那市大井町字原二一九四番七六地内	前	二六・三二一～三八・〇四メートル
	後	二六・三二一～四五・九三メートル　〇〇・〇二一五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

○中部地方整備局告示第五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十四日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　施行者の名称　静岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年中部地方整備局告示第二号岳南広域都市計画道路事業三・六・六十二号野中棒杭線

三　事業施行期間　自平成二十年一月十一日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十四日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　施行者の名称　静岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年中部地方整備局告示第百四十四号榛南・南遠広域都市計画道路事業三・四・三十号池新田中央線

三　事業施行期間　自平成十三年十二月七日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十四日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　施行者の名称　岐阜県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年中部地方整備局告示第百三号美濃加茂都市計画道路事業三・四・六号塚原河渡線

三　事業施行期間　自平成二十年七月三十一日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし